

# 第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョットちゃん」

令和8年3月

大 分 県

## はじめに

県では、平成28年に「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定して以来、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族がどこに住んでいても、いつでも必要な支援を途切れることなく受けられるよう、様々な支援施策を講じてきました。

大分県の犯罪情勢は、平成16年以降減少傾向だった刑法犯認知件数は令和5年度に増加に転じたほか、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件の発生や、高齢者を中心とした特殊詐欺被害の多発が続いており、犯罪被害に遭った方々が抱える苦難や心身の回復の困難さはより深刻なものとなっています。

犯罪被害者等への迅速かつきめ細かな支援の一層の充実が求められる中で、平成30年に策定した「第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針」の期間終了に伴い、これまでの施策の評価と社会情勢等を踏まえ、さらに総合的かつ計画的に取組を推進していくため、このたび「第3次大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定しました。

今後は、新たな指針に基づき、被害者の二次的被害（※）の防止や犯罪被害に対する社会全体の理解と協力の醸成、関係機関のネットワーク強化、相談支援体制の充実に努めるとともに、支援の質のさらなる向上を図っていきます。

また、本指針を着実に推進するためには、県はもとより、市町村、事業者、民間支援団体等がそれぞれの立場で主体的かつ継続的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協働を図りながら、全県的な広がりを持った取組としていくことが重要です。引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいいます。

## 目 次

I	指針の性格等	1
II	基本方針	2
III	重点課題	3
IV	重点課題に係る具体的支援施策	4
第1	損害回復・経済的支援等への取組	4
1	損害賠償の請求に関する周知等	4
2	給付金制度の充実等	4
3	居住の安定	6
4	雇用の安定等	6
5	日常生活の支援	7
第2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8
1	保健医療サービス及び福祉サービスの充実等	8
2	安全確保の充実	10
3	保護、捜査、公判における配慮の充実等	12
第3	刑事手続への関与拡充への取組	14
第4	支援等のための体制整備への取組	16
1	相談及び情報提供の充実強化	16
2	研修の充実と人材の養成等	22
3	民間の団体に対する援助	24
第5	県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	26
参考資料		
	犯罪被害者等基本法	29
	大分県犯罪被害者等支援条例	36
	市町村犯罪被害者等施策部局一覧（令和8年3月）	41

# I 指針の性格等

## 1 指針の性格

この指針は、犯罪被害者等基本法第5条及び大分県犯罪被害者等支援条例第10条第1項の規定に基づく指針で、本県における犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

## 2 指針の期間

指針の期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、指針期間内であっても、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や支援施策の実施状況等に応じて、必要と認められるときは指針の見直しを行うこととします。

## 3 指針の構成

指針では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図ること、そして、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現（条例第1条）を目指し、5つの基本方針と5つの重点課題を踏まえ、各種支援施策を展開していく旨を定めます。

## 4 指針に定める支援の推進等

### ① 関係機関の相互連携・協力による推進

犯罪被害者等支援のさまざまな分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、知事部局、警察本部、教育委員会などの関係機関が相互に連携・協力して支援施策を推進します。

### ② 地方における途切れない支援の提供体制を強化

犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が集まる「犯罪被害者等支援調整会議」の開催等により、支援を一元的に途切れなく提供するワンストップ支援体制を強化します。

## Ⅱ 基本方針

国では、犯罪被害者等基本法に定める国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上での基本理念（第3条）を踏まえ、第5次犯罪被害者等基本計画においても、個々の施策の策定・実施に関し、目指すべき方向・視点を設定しています。

また、大分県犯罪被害者等支援条例では、犯罪被害者等の支援における基本理念（第3条）及び県民の責務（第5条）に基づき、犯罪被害者等の支援を推進する旨を定めています。

大分県では、これらの基本的方向を踏まえ、第2次大分県犯罪被害者等支援推進指針に引き続き、次の5つの基本方針を掲げて、各種支援施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

### **(基本方針)**

- 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること
- 2 支援が犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に行われること
- 3 支援が途切れることなく行われること
- 4 支援施策が県民の理解と協力を得ながら展開されること
- 5 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されること

### **Ⅲ 重点課題**

大分県の現状及び第5次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する重点課題として、次の5つを設定します。

#### **第1 損害回復・経済的支援等への取組**

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行う必要があります。

#### **第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるよう支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止する必要があります。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保する必要があります。

#### **第3 刑事手続への関与拡充への取組**

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、被害の回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面があります。よって、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できる取組を行わなければなりません。

#### **第4 支援等のための体制整備への取組**

犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因・犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたっていますが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要です。また、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、犯罪被害者の支援に係る職員等に対する研修を実施する必要があります。

#### **第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**

犯罪被害者等が、安心して日常生活を営むことができるようになるためには、県民の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。また、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民や事業者の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発等に取り組む必要があります。

## **IV 重点課題に係る具体的支援施策**

### **第1 損害回復・経済的支援等への取組**

#### **1 損害賠償の請求に関する周知等（基本法第12条関係）**

##### (1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、これらを警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等来訪者の目に触れやすい場所に備え付け、また、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図ります。【警察本部】

##### (2) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実

公益財団法人暴力追放大分県民会議、弁護士会の民事介入暴力対策センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者による損害賠償請求に対する支援等の援助措置を充実させます。【警察本部】

##### (3) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

① 振り込み詐欺等の預金口座等への振り込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に積極的に働き掛け、被害回復に係る各種制度の教示を実施するなど情報提供を行います。【警察本部】

② 消費生活・男女共同参画プラザで実施している消費生活出前講座等において詐欺等への注意喚起を行うとともに、消費生活相談窓口に被害の相談等があった場合には、県警察本部等関係機関と連携し、被害回復に向けて支援します。【生活環境部】

#### **2 給付金制度の充実等（基本法第13条関係、条例第14条関係）**

##### (1) 犯罪被害給付制度の適切な運用

① 犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体を利用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続について十分な教示を

行います。【警察本部】

- ② 給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して、可及的速やかに行うよう努めるほか、仮給付制度の効果的な運用、求償権の適切な行使その他の犯罪被害給付制度の適正な運用及び関係職員への同制度の周知徹底に努めます。【警察本部】

## (2) 医療費等経済的負担の軽減

- ① 性犯罪被害者の緊急避妊の費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費、遺体修復費等を公費で支弁する負担軽減制度を引き続き積極的に推進するとともに、これらの制度に関する周知を図ります。【警察本部】
- ② カウンセリング費用の公費負担制度の運用を積極的に推進するとともに、同制度の周知に努めます。【警察本部】
- ③ 自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。【警察本部】
- ④ 性的な暴力にあっても警察に相談できない被害者（以下「性暴力被害者」という。）に対して、妊娠や性感染症の感染の恐れがあるなど緊急医療の必要な場合の医療費や、弁護士による法律相談費用、臨床心理士等によるカウンセリング費用を公費負担することにより、性暴力被害者の経済的負担の軽減を図ります。【生活環境部】

## (3) 医療保険の円滑な利用

犯罪被害による傷病の保険給付について、国民健康保険等の保険者に対して適切な対応を周知します。【福祉保健部】

## (4) 障がいのある犯罪被害者等への対応

- ① 障がいのある犯罪被害者等に係る県税の減免手続等について周知を行います。【総務部】
- ② 障がいのある犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス等の障がい福祉制度について適切な説明等を行うよう市町村等に周知します。【福祉保健部】

(5) 県と市町村との連携による見舞金制度の実施

犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、市町村が実施する見舞金制度に係る補助制度を実施します。県は、市町村が支給した見舞金の額の半額（上限額を設定）を負担します。【生活環境部】

### 3 居住の安定（基本法第16条関係、条例第18条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

県営住宅の公募抽選における優先的選考等により、犯罪被害者等の居住の安定に努めます。【土木建築部】

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

① 自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊され、自宅での居住が困難な場合等であって、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所を確保するために要する費用を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともにその充実に努めます。また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を公費で支弁する制度を積極的に運用するとともに、その充実に努めます。【警察本部】

② 一時保護施設を退所したDV被害者及び性暴力被害者が、民間住宅又は公営住宅へ入居し自立を図る場合、家賃や初期費用等の助成を行います。【生活環境部】

### 4 雇用の安定等（基本法第17条関係、条例第19条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

労政・相談情報センターにおいて、犯罪被害者等を含め労働者と事業主との間で生じた労働問題に関し相談に応じるとともに、労働委員会等、個別労働関係紛争の解決機関におけるあっせんの紹介を行います。【商工観光労働部】

(2) 二次的被害の防止に係る広報・啓発の充実

事業主を対象としたリーフレットの印刷、メディア等を活用した広報、各種広報誌への掲載等による二次的被害の防止に係る啓発を行うことにより、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者の理解を深めます。【生活環境部】

## 5 日常生活の支援（条例第15条関係）

### （1）性暴力被害者に係る病院等への付添い

安心して支援を受けることができるよう、性暴力被害者の意向を確認のうえ、相談員が病院や警察などへの付添いを行います。【生活環境部】

### （2）犯罪被害者等のための託児サービスの実施

裁判や病院への通院等に係る負担を軽減するため、就学前の子どもを養育する犯罪被害者等を対象として、託児サービスを実施します。

【生活環境部】

### （3）「支援ノート」の作成・交付

各種手続や支援制度をわかりやすく掲載するとともに、県警察本部との協働により、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。【生活環境部】

## **第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**

### **1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係、条例第16条関係）**

- (1) PTSD治療可能な医療機関に関する情報提供の推進  
犯罪被害者等に心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関に関する情報を提供します。【福祉保健部】
- (2) 高次脳機能障がい者への支援の充実  
高次脳機能障がい者支援のための相談支援体制連絡調整委員会を設置し、支援拠点機関(医療機関2カ所)で高次脳機能障がい者への支援・相談を実施します。【福祉保健部】
- (3) 犯罪被害者等に対する心の相談の対応  
こころとからだの相談支援センターにおいてこころの健康に関する講演、啓発、相談等を実施します。【福祉保健部】
- (4) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実  
公認心理師、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるほか、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことによりその技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、公費負担制度によるカウンセリングの活用を含め、犯罪被害者等のニーズに応じた適正なカウンセリングの実施に努めます。【警察本部】
- (5) 性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊に関する情報提供  
緊急避妊を必要とする人が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、「おおいた妊娠ヘルプセンター」や保健所による情報提供を図ります。【福祉保健部】
- (6) 性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援の充実  
「おおいた性暴力救援センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者に寄り添いながら、必要な支援をワンストップで行います。加えて、全国統一の相談専用電話「#8891」を利用し、24時間365日の電話等による相談対応を行います。【生活環境部】

- (7) DV被害者に対する精神的支援
- ① DV被害者に、相談・交流の場を提供することにより、被害者の孤立を防ぎ、精神面の回復や自立につなげます。【生活環境部】
  - ② DV被害者に対し、臨床心理士等による自立に向けたカウンセリングや心理的ケアを実施します。【生活環境部】
- (8) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等  
児童相談所において24時間365日の電話等による相談対応を行います。  
【福祉保健部】
- (9) 里親制度の充実  
里親委託推進員等の配置、里親の養成・養育支援等の実施を通じて、里親制度の充実を図ります。【福祉保健部】
- (10) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進  
被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体等への紹介を行うほか、少年補導職員等が臨床心理学の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなどの支援を継続的に実施します。【警察本部】
- (11) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実  
市町村児童福祉主管課を通じて、学校、教育委員会と児童相談所等の連携強化を図ります。【福祉保健部】
- (12) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等
- ① 犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。  
【教育委員会】
  - ② 県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学校問題相談窓口及び生徒指導支援チームの活用により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。【教育委員会】
- (13) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

犯罪被害者等の受診情報の保護・流出防止について、医療機関への周知を図ります。【福祉保健部】

## 2 安全確保の充実（基本法第15条関係、条例第17条関係）

### （1）再被害防止措置の推進

- ① 同じ加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、犯罪被害者に対して再被害防止に資する関連情報を適切に教示するとともに、非常時の通報要領及び自主警戒の方法について教示するなどして、再被害防止の措置を推進します。【警察本部】
- ② 再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、逮捕状の請求に当たり犯罪被害者の個人情報に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めます。【警察本部】

### （2）犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するものとします。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。

【警察本部】

### （3）保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。【警察本部】

### （4）再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

DVや児童虐待等の被害者の再被害を防止するため、関係機関との連絡体制の活用や要保護児童対策地域協議会等の会議等により情報交換を行い、連携の充実を図ります。【警察本部】

(5) DV・性暴力被害者の安全確保の強化

- ① 一時保護などの実施を含め、被害者に寄り添った支援を実施します。  
【福祉保健部】
- ② 民間団体が設置するDV被害者等を一時保護するための施設（シェルター）の運営に要する経費を助成し、保護の充実を図ります。  
【生活環境部】
- ③ DV被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、適切な情報提供や助言に努めます。  
【福祉保健部】 【生活環境部】
- ④ DV対策法に基づき設置した「大分県DV対策協議会」において、守秘義務の下で、個別事例の情報交換や支援内容の検討等を行い、相談対応や一時保護、自立支援等の実効性を高めます。また、「性暴力被害者支援体制推進会議」を開催し、事例検討などを通じ実効性のある連携を図ります。【生活環境部】
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連携協力体制のより一層の充実を図ります。  
【生活環境部】

(6) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組

- ① 児童虐待の発見に資する教養や子どもの死亡例に関する適切な検視のための教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待対応の徹底を図ります。【警察本部】
- ② 市町村要保護児童対策地域協議会の設置や実務者会議の開催による情報共有、支援協議等の取組を進めます。【福祉保健部】
- ③ 児童虐待防止のため、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、児童の死亡事例等の重大事例等の検証を実施します。【福祉保健部】

### 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

#### （1）職員等に対する研修の充実等

- ① 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者等への支援の体験記等の資料を活用しつつ、支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、犯罪被害者等支援団体との連携要領に関する教養を行います。【警察本部】
- ② 犯罪被害者等の講演を組み込むなど、同人等への適切な対応を確実にするための教養の充実を図るとともに二次的被害の防止に努めます。【警察本部】
- ③ 性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施に配慮します。また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努めます。【警察本部】
- ④ 被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めます。【警察本部】
- ⑤ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性やセクシュアルマイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施します。【警察本部】
- ⑥ 障がい者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施します。  
【警察本部】
- ⑦ 児童福祉司任用後研修、警察と児童相談所との連携強化研修を実施します。【福祉保健部】
- ⑧ 配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談支援に関わる職員等に対し、資質向上を図るための研修会等を実施します。【生活環境部】

(2) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

① 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進し、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するために性犯罪捜査指導官を設置します。【警察本部】

② 性犯罪被害者の身体からの資料採取の際における女性警察官の活用を図るほか、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等との連携強化に努め、その活動への理解を促進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化します。【警察本部】

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性担保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことを積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たって聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を進めます。【警察本部】

(4) 犯罪被害者等のための施設等の環境整備及び活用

被害者支援用車両の活用を図るほか、事情聴取場所等を犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装に改善するなど、これらの施設等の環境整備を図ります。【警察本部】

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組（基本法第18条関係）

#### （1）告訴・告発、被害届等の適切な受理

- ① 告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するよう努めるなど、犯罪被害者等の立場に立って適切に対応します。

【警察本部】

- ② 犯罪としての立件措置の可否の問題とは別に、当該事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止を検討するとともに、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講じます。【警察本部】

#### （2）医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

- ① 医療機関において警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取が適切に行われ、また、当該採取された証拠品が適切に保管されるよう証拠の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、警察への被害申告をちゅうちょしている間に証拠が滅失することのないよう努めます。また、医療機関と連携して、採取キットの整備の充実に努めます。【警察本部】

- ② 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供します。【警察本部】

#### （3）刑事の手続等に関する情報提供の充実

- ① 犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、「サポートブック」等に関係機関・団体による同人等に対する制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、早期の提供に努めます。

【警察本部】

- ② 外国語版の「被害者の手引」を作成するとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者等支援施策について周知を図ります。【警察本部】

#### （4）司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの作成・配布により、その目的・手続等についての適切な説明を遺族に実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。【警察本部】

- (5) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分  
検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却し、又は処分するよう努めます。【警察本部】
- (6) 捜査に関する適切な情報提供等
- ① 捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。その際、被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるように必要な措置を講じます。【警察本部】
- ② 被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、他の行政機関及び犯罪被害者等支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、犯罪被害者等への支援の必要に応じ、関係機関・団体との連携を図ります。  
【警察本部】
- (7) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進
- ① 重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めます。【警察本部】
- ② 被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者の心情に配慮した取組を推進し、交通事故被害者の負担軽減を図ります。【警察本部】

## 第4 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係、条例第13条関係）

- (1) 市町村における総合的対応窓口の体制強化等の促進
- ① 各市町村に設置されている総合的対応窓口について県のホームページに掲載するなど情報提供を行います。【生活環境部】
  - ② 一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口対応力向上を目的とした演習型研修を実施します。【生活環境部】
  - ③ DV被害者の緊急時の安全確保や自立に向けた継続的な支援が行えるよう、市町村に対して、配偶者暴力相談支援センターの設置を要請するとともに、市町村の実施する施策が円滑に進むように必要な情報の提供や助言に努めます。【生活環境部】
- (2) 性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターによる支援の充実  
「おおいた性暴力救援センター・すみれ」において、関係機関との連携強化を図り、性暴力被害者に寄り添いながら、必要な支援をワンストップで行います。加えて、全国統一の相談専用電話「#8891」を利用し、24時間365日の電話等による相談対応を行います。（再掲）  
【生活環境部】
- (3) 医療機関における性犯罪・性暴力被害者への対応の整備  
「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の提携病院や協力病院の医師、看護師等をはじめ、医療関係者に対して、性暴力被害者支援に関する研修に対する理解を促すとともに参加を依頼します。【生活環境部】
- (4) 性犯罪・性暴力被害に遭った児童生徒への対応の充実
- ① 性犯罪・性暴力被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフが連携し、適切な対応ができるよう、スクールロイヤー制度を有効活用し、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携に努めます。【教育委員会】
  - ② 24時間子供SOSダイヤルや民間の犯罪被害者等支援団体について

て、児童生徒や関係者に周知を図るよう努めます。【教育委員会】

- ③ 被害児童生徒の相談等に対し適切な対応ができるよう、「性に関する指導の手引き」を活用し、教職員の対応能力の向上を図ります。

【教育委員会】

(5) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

- ① 性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」に関する広報、女性警察官が配置されている警察署の刑事課、交番等の効果的運用等により、性犯罪被害者が情報を入手する際の利便性の拡大に努めます。【警察本部】

- ② 事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等が提供し得る支援の内容等を十分に説明し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めます。

【警察本部】

(6) 警察における相談体制の充実等

- ① 全国統一の相談専用電話「#9110」のほか、性犯罪被害相談電話、少年相談に関する相談窓口等個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。【警察本部】

- ② 犯罪被害者等の住所地のいかんを問わず、あるいは匿名であるか実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、同人等の要望に応じて、犯罪被害者等支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなどし、より相談しやすく、負担が少なくなるような対応を行います。【警察本部】

- ③ 暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、被害者を早期に保護します。【警察本部】

- ④ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては、当直等が対応した上で担当者に引き継

ぐなど、適切な運用を推進します。【警察本部】

(7) 指定被害者支援要員制度の活用

① 事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言等を行ったり、カウンセラー、弁護士会、犯罪被害者支援団体等を紹介するとともに、これらへの引継ぎを実施したりするなどの役割を果たす指定被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、指定被害者支援要員の知識・能力の向上を図るための教養の充実に努めます。【警察本部】

② 死傷者が多数に及ぶ事案にも対応できるよう、指定被害者支援要員を必要に応じて迅速に集中運用するためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者支援担当部門と捜査部門との連携強化を図ります。【警察本部】

(8) ストーカー事案及びDV事案への適切な対応

事案認知の段階から警察本部と警察署が連携して、危険性・切迫性を迅速・的確に判断する体制を構築し、被害者の安全確保を最優先として、一時避難等の被害者保護を実施するとともに、加害者に対する警告や積極的な事件化による再被害防止に努めます。【警察本部】

(9) DVに関する相談体制の充実

① 全国統一の相談専用電話「#8008」を利用した消費生活・男女共同参画プラザにおける女性総合相談のほか、男性総合相談、県民相談で受け付ける様々な相談の中から潜在的なDV相談者の早期発見に努めます。【生活環境部】

② 配偶者暴力相談支援センターでの相談、被害者の自立のための各種制度利用等に関する情報提供を実施します。  
【福祉保健部】 【生活環境部】

③ 被害者が抱える法律問題について、専門的助言を行うため、弁護士による無料法律相談を実施します。【福祉保健部】 【生活環境部】

④ 被害者となった障がい者や高齢者の相談の充実のため、市町村等と連携・協力を図ります。【福祉保健部】

- (10) 被害少年等が相談しやすい環境の整備
- ① 少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。【警察本部】
  - ② ヤングテレホンや電子メール等の少年相談専門窓口を設置し、公認心理師等の資格をもつ少年補導職員等が相談を受理することにより、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。【警察本部】
- (11) 教育委員会及び学校における相談体制の充実等
- ① 犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。  
(再掲) 【教育委員会】
  - ② 県内の小・中・高等学校等へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学校問題相談窓口及び生徒指導支援チームの活用により、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の心の解決に向けて、学校における相談体制の充実に努めます。さらに、犯罪被害者等である児童生徒及び保護者へ適切な対応ができるよう教職員とスクールカウンセラー等の専門スタッフや関係機関との積極的な連携に努めます。(再掲) 【教育委員会】
- (12) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進
- 必要に応じ、児童相談所での心理ケア等を実施します。【福祉保健部】
- (13) 医療機関等との連携・協力及び情報提供の充実・強化
- ① 医療に関する患者等からの相談等に対応する「医療安全支援センター」について、その周知を図るとともに、関係機関との連携強化など相談支援体制の充実に努めます。【福祉保健部】
  - ② 障害福祉サービスが必要な犯罪被害者等において、利用のために必要な制度について、周知を図ります。【福祉保健部】
- (14) 交通事故相談活動の推進
- 専門の相談員が相談に応じます。また、国の主催する交通事故相談員の研修会等への派遣により、相談員の資質と相談能力の向上に努めま

す。【生活環境部】

(15) 消費生活に関する相談・支援

消費生活・男女共同参画プラザの消費生活相談窓口において、特殊詐欺や悪質商法、ヤミ金融などに関する相談に応じ、県警察本部や弁護士会など関係機関と連携しながら、解決に向けた助言等を行います。

【生活環境部】

(16) 県民相談に関する相談・支援

消費生活・男女共同参画プラザの県民相談窓口において、幅広く相談を受け付け、必要に応じて、関係機関につながります。【生活環境部】

(17) 「被害者の手引」の充実等

① 犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、「サポートブック」等に関係機関・団体による同人等のための制度を追加するなど、その内容を充実させるとともに、その配布方法を工夫し、早期の提供に努めます。

(再掲) 【警察本部】

② 外国語版の「被害者の手引」を作成するとともに、外国人対象の防犯教室や自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者等支援施策について周知を図ります。(再掲) 【警察本部】

(18) 「支援ノート」の作成・交付

各種手続や支援制度をわかりやすく掲載するとともに、県警察本部との協働により、犯罪被害者等が自身の気持ちや状況、支援の対応等を整理・記録できる「支援ノート」を作成し、希望する犯罪被害者等に交付します。(再掲) 【生活環境部】

(19) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援

外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における出迎え等の支援に努めます。【警察本部】

(20) 警察における関係機関・団体との連携の充実・強化

① 県警察・警察署レベルで設置されている犯罪被害者等支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、その設置目的を各構成

員に共有させ、犯罪被害者等支援を実施する関係機関・団体が果たすべき役割を明確にするとともに、犯罪被害者等の置かれている立場の理解を深めるための研修会や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応力の向上を図ります。

【警察本部】

② 犯罪被害者等支援連絡協議会等の活用により、関係機関・団体との連携を強化するとともに、同機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等の情報提供を犯罪被害者等に対して行うよう努めます。【警察本部】

③ 関係機関・団体による犯罪被害者等への支援が、切れ目なく、より充実したものとして展開されるよう、地方公共団体を始め、ワンストップ支援センター、公認心理師関係団体、臨床心理士会、精神保健福祉協会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等と連携・協力した研修等を実施し、それぞれの職員や関係者の意識の向上を図ります。

【警察本部】

(21) 犯罪被害者等支援に係る多機関連携の充実

① 県、警察、市町村、民間支援団体、弁護士などの有識者等による、犯罪被害者等支援に係る具体的課題等を検討するための会議を定期的で開催します。【生活環境部】

② 支援関係機関等との連携を図り、犯罪被害者等支援が確実かつ円滑に行われるよう、犯罪被害者等支援コーディネーターを設置します。

【生活環境部】

③ 必要に応じて、個別のケースを検討する「支援調整会議」を開催します。【生活環境部】

(22) DV・性暴力被害者支援関係機関の連携の充実

① DV対策法に基づき設置した「大分県DV対策協議会」において、守秘義務の下で、個別事例の情報交換や支援内容の検討等を行い、相談対応や一時保護、自立支援等の実効性を高めます。また、「性暴力被害者支援体制推進会議」を開催し、事例検討などを通じ実効性のあ

る連携を図ります。（再掲）【生活環境部】

- ② 配偶者暴力相談支援センターと警察本部による「DV関係機関連絡会議」を開催し、連携協力体制のより一層の充実を図ります。（再掲）  
【生活環境部】

## 2 研修の充実と人材の養成等（基本法第21条関係、条例第21条関係）

- (1) 民生委員・児童委員に対する研修  
民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等の人権に配慮した適切な対応が行われるよう研修を実施します。【福祉保健部】
- (2) 医療関係者に対する研修等の実施  
医師、看護師等の医療関係者を対象に、DV相談機関の周知やDVに関する研修及び性犯罪・性暴力被害者の支援に関する研修等を実施します。【生活環境部】
- (3) 性犯罪・性暴力被害者の相談・支援に携わる者の研修等の充実  
「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の相談員等を対象に支援者としての資質向上を図るため、性暴力被害者支援に関する研修等を実施します。【生活環境部】
- (4) 障がい者虐待防止等のための体制の充実  
大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターを設置し、通報・相談体制の整備を行っています。障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を図ります。【福祉保健部】
- (5) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実  
児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関専門職研修、児童福祉施設基幹的職員研修、児童福祉に関する心理職員合同研修、学校及び警察との連携強化研修等を実施します。【福祉保健部】
- (6) DV被害者支援に携わる相談員・職員に対する研修の実施  
配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談支援に関わる職員等に対し、資質向上を図るための研修会等を実施します。（再掲）  
【生活環境部】

(7) 高齢者虐待防止等のための体制の充実

高齢者に対する虐待への対応力向上のため、虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員や市町村に対する研修の充実・強化に努めます。

【福祉保健部】

(8) 市町村における支援体制の強化

一次的な相談窓口である市町村の職員を対象に、窓口対応力向上を目的とした演習型研修を実施します。(再掲) 【生活環境部】

(9) 職員等に対する研修の充実等

① 採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等各種教養時に、犯罪被害者等への支援の体験記等の資料を活用しつつ、支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、犯罪被害者等支援団体との連携要領に関する教養を行います。(再掲)

【警察本部】

② 犯罪被害者等の講演を組み込むなど、同人等への適切な対応を確実にするための教養の充実を図るとともに二次的被害の防止に努めます。(再掲) 【警察本部】

③ 性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者に係る教養の実施に配慮します。また、配偶者等からの暴力事案への対処、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技能の向上に努めます。(再掲) 【警察本部】

(10) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援  
犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、同人等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容への助言や講師派遣等の協力を行います。【警察本部】

(11) 福祉保健行政を担当する職員に対する研修の実施

福祉保健部職員研修等において、犯罪被害者等支援を含めた人権に関する研修を実施します。【福祉保健部】

- (12) 学校における相談対応能力の向上等  
犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教員への教育相談対応研修を実施し、相談対応能力の向上を図ります。  
(再掲) 【教育委員会】
- (13) 二次的被害の防止に係る研修の実施  
支援に関わる職員等の理解や知識が十分でないと被害者等に対し不適切な対応をして二次的被害を与えるおそれがあることから、市町村窓口職員研修の中で、二次的被害の防止に係る研修を実施し、職員等の意識の向上を図ります。【生活環境部】

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係、条例第22条関係）

- (1) 民間の団体への支援の充実
- ① 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、団体が財政的・人的基盤を確立できるよう協力します。また、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援に努めます。【警察本部】
  - ② 様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、同人等への援助を行う団体の意義・活動等について広報します。【警察本部】
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等
- ① 犯罪被害者等支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等早期援助団体に対して連絡先や相談内容等を提供します。【警察本部】
  - ② 犯罪被害者等の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等の支援に関する必要な情報提供を行い、犯罪被害者等支援団体の運営及び活動に協力します。【警察本部】
  - ③ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ開催の協力を努めます。【警察本部】

(3) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

県民の自由な社会貢献活動によって犯罪被害者等支援が増進されるよう、法人格取得や法人運営を支援するとともに、ウェブサイト「おんぼ」等を通じてNPOの情報提供を行います。【生活環境部】

## **第5 県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**

### **(基本法第20条関係、条例第19条及び第20条関係)**

- (1) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進  
犯罪被害者等の人権問題も含めた様々な人権課題に関する学習機会を提供し、日常的な人権教育を推進します。【教育委員会】
- (2) 学校における犯罪防止教育の推進  
各学校において、善悪の判断、規則尊重、遵法精神等の規範意識を醸成する道徳教育を推進します。【教育委員会】
- (3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
  - ① 教育委員会等の関係機関と連携し、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催することにより、同人等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。  
【警察本部】
  - ② 犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に対する大学生等の理解を深めるため、大学等との連携を強化し、大学生等に対する犯罪被害者等への支援に関する講義等を積極的に推進します。【警察本部】
- (4) 若年者向けDV予防啓発の実施  
小学生から高校生及び大学生を対象とした、暴力を許さない人権教育やデートDVに関するセミナー等を実施し、若年層への啓発により一層取り組みます。【生活環境部】
- (5) 犯罪被害者等施策に係る集中的な広報啓発事業の実施
  - ① 「犯罪被害者月間」(11月1日から12月1日まで)にあわせて、広く県民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会等を実施し、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図ります。【警察本部】
  - ② 「児童虐待防止推進月間」(11月)に集中的な広報・啓発活動を実施します。【福祉保健部】

- ③ DV・性暴力・ストーカーなど女性に対する暴力の根絶に向け、「パープルリボンプロジェクト」として市町村及び関係機関、企業等と連携し、「女性への暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日まで）に、パープルライトアップほか様々な広報啓発活動を実施します。

【生活環境部】

(6) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

- ① 関係機関や犯罪被害者等支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、同人等の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。【警察本部】

- ② 広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者等支援施策の掲載等により、支援施策を広く社会に知らせるとともに、県民の理解増進に努めます。【警察本部】

- ③ 情報提供を行うに当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体の活用を図るとともに、広報誌、リーフレット等のインターネット以外の媒体を用いて情報を提供することで、インターネットで情報を得ることができる者とそうでない者との間で情報格差が生じないように配慮します。【警察本部】

(7) 犯罪被害者等支援についての県民の理解増進

- ① 二次的被害の防止に重点を置いた犯罪被害者等の支援に関する啓発リーフレットを作成・配布するとともに、メディア等を活用した広報や、各種広報誌への掲載等を通じて、県民の理解の増進を図ります。

【生活環境部】

- ② 大分県人権尊重施策基本方針（第4次、令和7年3月策定）に基づき、犯罪被害者等の人権問題について、県民向け人権研修の開催、県人権情報プラザ（県庁舎別館1階）に配架の図書・リーフレット等の活用・配布、ウェブサイトを通じた情報提供等により、周知・啓発を図ります。【生活環境部】

- ③ 県民を対象に、HPリンク集から「警視庁公式チャンネル」及び「全国被害者支援ネットワーク」が公開している動画情報を提供します。

【教育委員会】

- ④ 性暴力の防止を訴えるとともに、「おおいた性暴力救援センター・すみれ」の認知度を高めるため、リーフレットの作成・配布をはじめ、広報誌への広告掲載、ラジオスポット放送等様々な媒体を活用し周知を行います。【生活環境部】
- (8) 報道機関に対する理解促進  
過剰な取材等により、犯罪被害者等が精神的苦痛や身体の不調、私生活の平穩の侵害などの二次的被害を受けることがないように、報道機関に対して配慮・協力を求めます。【生活環境部】
- (9) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進  
様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者が置かれている状況等を広く周知し、国民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。【警察本部】
- (10) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施  
地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌のほか、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子どもへの声掛け、ひったくりの発生状況等を発信します。【警察本部】
- (11) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解増進  
交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記を活用することや事故類型、軽傷・重傷の別、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表すること等により、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。【警察本部】

# 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

犯罪被害者等基本法をここに公布する。

犯罪被害者等基本法

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並

びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)

その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負

担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に  
応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施  
策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を  
受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所に  
よる保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手  
続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個  
人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが  
困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法  
（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をい  
う。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯  
罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策  
を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関す  
る手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の  
進捗および状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を  
拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事  
事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害  
者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、  
犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深める  
ための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設  
の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害

者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 大分県犯罪被害者等支援条例

(平成二十九年十二月二十二日)

(大分県条例第四十号)

大分県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

大分県犯罪被害者等支援条例

### 目次

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 基本的施策（第十三条—第二十二条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗ひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

#### （基本理念）

第三条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨とし

て推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村の役割等)

第八条 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(連携体制の整備)

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第十条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十一条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十二条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十三条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十四条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十五条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるように

するため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十六条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十七条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十八条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(大分県県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)第二条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令六条例三八・一部改正)

(雇用の安定等)

第十九条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第二十条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第二十一条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るもの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大分県犯罪被害者等支援推進指針は、第十条第一項の規定により定められた犯罪被害者等の支援に関する指針とみなす。

附 則 (令和六年条例第三八号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

市町村犯罪被害者等施策部局一覧（令和8年3月）

市町村名	担 当 部 局 名	電 話 番 号
大分市	市民部 生活安全・男女共同参画課 生活安心班	097-537-5997
別府市	市民福祉部 共生社会実現・部落差別解消推進 課 市民活躍支援室	0977-21-8289
中津市	企画市民環境部 市民安全課 市民安全係	0979-62-9073
日田市	市民環境部 市民課 生活安全係	0973-22-8395
佐伯市	総務部 総務課 総務・人権・男女共同参画係	0972-22-3085
臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	0972-72-1076
津久見市	市民生活課兼人権尊重・部落差別解消推進室	0972-82-9511
竹田市	人権・部落差別解消推進課	0974-63-4820
豊後高田市	市民課 市民相談係	0978-25-6157
杵築市	総務課 行政・法規係	0978-62-1801
宇佐市	総務部 総務課 行政係	0978-27-8101
豊後大野市	総務課 防災危機管理室 防災対策係	0974-22-1061
由布市	総務課 総務係	097-582-1112
国東市	人権啓発・部落差別解消推進課 啓発推進係	0978-72-0354
姫島村	総務課	0978-87-2281
日出町	総務課 危機管理室	0977-73-3150
九重町	人権尊重・部落差別解消推進課 人権対策・隣保館グループ	0973-76-2468
玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班	0973-72-0886